居宅介護支援費の特定事業所集中減算の取扱いについて

居宅介護支援事業所においては、特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書を次のとおり作成し、減算の要件に該当するかの確認を行ってください。

１．判定期間等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 判定期間 | 報告書作成・提出期限 | 減算適用期間 |
| 前期 | ３月～８月 | ９月１５日 | １０月１日～翌年３月３１日 |
| 後期 | ９月～翌年２月 | ３月１５日 | ４月１日～９月３０日 |

２．留意事項

（１）　地域密着型通所介護については、通所介護、地域密着型通所介護を分け　　て計算する方法と、合算する方法どちらでも可能とします。合算する場合、報告書の通所介護の欄にある「地域密着型通所介護を合算して居宅サービス計画数を算出している」に○を付けてください（参考：平成２８年５月３０日付け厚生労働省事務連絡）。

(２)　作成した結果、紹介率最高法人の紹介率が80％を超えた場合は、『報告書』の他に『報告書（別紙）』についても作成し、提出してください。

(３)　紹介率最高法人の紹介率が80％を超えており、「正当な理由の判断基準」に該当しない場合は、減算が必要となります。詳しくは、別掲「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準等の改定について」を確認してください。

(４)　『報告書』は、紹介率最高法人の紹介率が80％を超えず、提出不要の場合で　　あっても、全ての事業所で必ず作成の上、事業所内で５年間保管しておいてください。

(５)　対象の４サービスを位置付けたプランのうち、いずれかひとつでも紹介率最高　法人の紹介率が80％を超える場合は、４サービス分の『報告書』と、80%を超えたサービスごとの『報告書（別紙）』を作成し、町に提出するとともに、その控えを事業所内で５年間保管しておいてください。

３．報告の流れ

|  |
| --- |
| 報告書を作成した結果、各サービスの紹介率最高法人の割合が、いずれか１つのサービスでも８０％を超えていますか。 |

作成した報告書の町への提出は不要です。事業所で５年間大切に保管してくださいまた、作成した報告書における「報告書（別紙）」の作成は不要です。

はい　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いいえ

報告書（別紙）に必要事項を記入の上、報告書とともに、次の期日までに町介護福祉課へ提出してください。

【期日】前期分：９月１５日

　　　　後期分：３月１５日

　大井町では、提出された報告書及び報告書（別紙）の内容について、「特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか否かの**審査**を行います。

**審査**にあたっては、報告書（別紙）の記載内容及び関連事項について、事業所に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

　審査結果の通知は、提出期日までに報告書を提出した事業所に対しては、下記を目処に発送します。

　前期分：１０月２０日　後期分：４月２０日

　上記の通知により、「正当な理由」のいずれにも該当しないとの審査結果が示された事業所については、次のとおりサービス提供分の報酬について減算請求が必要となります。

通知が１０月の場合：１０月から翌３月サービス提供分

通知が４月の場合：４月から９月サービス提供分

報告書及び（別紙）提出の際には、必ず控えをとるとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類（記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など）と一緒に、事業所内で保管しておいてください。実地指導等の際に確認することもあります。